

JIS

カセットこんろ

JIS S 2147 : 2017

(JIA)

平成 29 年 8 月 21 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第一部会 消費生活技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	大 瀧 雅 寛	お茶の水女子大学
(委員)	浅 見 剛 尚	一般財団法人日本文化用品安全試験所
	阿 部 哲 也	一般財団法人製品安全協会
	金 丸 淳 子	公益財団法人共用品推進機構
	坂 倉 忠 夫	公益社団法人消費者関連専門家会議
	鷺 坂 和 美	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	佐々木 定 雄	一般社団法人日本ガス石油機器工業会
	寺 山 博 子	イオン株式会社
	中 里 憲 司	一般社団法人繊維評価技術協議会
	中野子 礼 子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	夏 目 智 子	全国地域婦人団体連絡協議会
	平 井 郁 子	大妻女子大学
	平 野 祐 子	主婦連合会
	町 田 隆	一般財団法人家電製品協会
	山 口 公 樹	一般社団法人日本オフィス家具協会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 3.7.1 改正：平成 29.8.21

官 報 公 示：平成 29.8.21

原 案 作 成 者：一般財団法人日本ガス機器検査協会

(〒107-0052 東京都港区赤坂 1-4-10 JIA ビル TEL 03-5570-5981)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

審議専門委員会：消費生活技術専門委員会 (委員長 大瀧 雅寛)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	2
4 性能	3
5 構造	6
5.1 構造一般	6
5.2 器具栓	8
5.3 ノズル	8
5.4 パーナ	9
5.5 空気調節器	9
5.6 ごとく	9
5.7 汁受皿	9
5.8 水入れ皿, 網, 鉄板, 専用鍋, 炊飯器の釜及びオープン皿	9
5.9 電気点火装置	9
5.10 圧力感知安全装置	10
5.11 立消え安全装置 (立消え安全装置をもつものに適用)	10
5.12 過熱防止装置 (過熱防止装置をもつものに適用)	10
6 材料	10
7 試験方法	12
7.1 試験条件	12
7.2 構造試験	14
7.3 材料試験	16
7.4 ガス通路の気密試験	19
7.5 ガス通路の耐圧試験	20
7.6 ガス消費量試験	20
7.7 燃焼状態試験	21
7.8 消火性能試験	24
7.9 温度上昇試験	24
7.10 電気点火性能試験	25
7.11 容器内圧力試験	26
7.12 圧力感知安全装置の作動性能試験	26
7.13 立消え安全装置の作動性能試験 (立消え安全装置をもつものに適用)	26
7.14 過熱防止装置の作動性能試験 (過熱防止装置をもつものに適用)	26
7.15 反復使用試験	26

	ページ
7.16 炊飯性能試験（炊飯器に適用）	27
7.17 機器の使用性能試験	27
7.18 機能部品の耐熱試験	28
8 検査	29
9 表示	30
9.1 製品表示	30
9.2 取扱表示	30
10 取扱説明書	31
解 説	34

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般財団法人日本ガス機器検査協会（JIA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS S 2147:2009** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

白 紙

カセットこんろ

Portable gas cookers with LPG cartridge

序文

この規格は、1991年に制定され、その後3回の改正を経て今日に至っている。ガスを充填した容器が部品又は附属品として機器本体に組み込まれる構造の調理機器には、“ごとくを用いて機器の上面に鍋などを置き調理する”こんろ部をもつもののほかに、“ごとくを用いず機器の上面で煮炊き、その他の加熱調理をする”網、鉄板、炊飯器の釜などをもつものがある。今回、これらのタイプの調理機器を適用範囲に追加し、関連する性能、構造などの基準を明確にした。

なお、対応国際規格は現時点で制定されていない。

1 適用範囲

この規格は、液化石油ガス（以下、ガスという。）を充填した容器が部品又は附属品として組み込まれる構造の調理機器（以下、機器という。）について規定する。

なお、容器とは、高圧ガス保安法の適用除外要件を満たした適用除外ガス用容器に該当し、JIS S 2148に規定する容器又は使用すべき容器として名称を表示したものをいう。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

- JIS B 1501 転がり軸受—鋼球
- JIS C 3101 電気用硬銅線
- JIS C 3102 電気用軟銅線
- JIS G 3314 溶融アルミニウムめっき鋼板及び鋼帯
- JIS G 3446 機械構造用ステンレス鋼鋼管
- JIS G 3459 配管用ステンレス鋼鋼管
- JIS G 4303 ステンレス鋼棒
- JIS G 4304 熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯
- JIS G 4305 冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯
- JIS G 4308 ステンレス鋼線材
- JIS G 4313 ばね用ステンレス鋼帯
- JIS G 4314 ばね用ステンレス鋼線
- JIS G 5501 ねずみ鋳鉄品
- JIS H 3100 銅及び銅合金の板並びに条